

学校教育法改悪に断固反対する声明

2014年6月4日

関西地区私立大学教職員組合連合執行委員会

4月25日に閣議決定され、現在国会で審議されている「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」に断固反対する。

学校教育法「改正」案は、教授会を学長の諮問機関とし、学生の入学と卒業について「意見を述べる」だけのものに貶めるものである。法案では、日常的に学生と接する専門家集団である教授会が、カリキュラム編成について審議も出来ず、それを担当する教員の選定についてもカヤの外になってしまう。これでは日々の教育活動に支障が出るばかりか、学科再編や大学の将来運営にも教員がカヤの外に追いやられ、大学の自治に対する重大な侵害ともなる。

法案審議の過程で、政府側は「改正」の目的をさかんに「学長のリーダーシップ」を発揮できるようにするためと述べている。学長に求められるリーダーシップは、大学の将来運営や現在の改革について教職員の合意を作り上げる力である。それが出来てこそ教職員が一丸となった大学運営が可能となるのである。教授会を諮問機関に貶め、学長が一切の決定権限を牛耳り、自由闊達な意見や疑問を認めず、学長決定だけを押しつけるやり方は独裁者の手法でしかない。

関西私大教連の加盟組合には、学校教育法「改正」を先取りしたような大学がある。その大学では理事長・学長が教授会での審議を経ずに文部科学省への申請事項を決定し、事務職場での申請業務が滞っていることも意に介さず、未申請のまま学生募集を行い大きな社会問題となった。またある大学では教授会での審議も行わず異論を述べる教員を無視し、理事長とその意を受けた一部の管理職が学科の再編統廃合を猫の目のように繰り返し、急激な定員割れを引き起こしている。教授会での審議を無視し、すべての教員を期限付き教員に置き換える大学さえある。学長の「リーダーシップ」が発揮されている大学では、学生の教学権はないがしろにされ、大学の将来さえ危機にさらされているのである。今やるべきは教授会の諮問機関化ではない。いま必要なことは学校教育法第93条「重要な事項を審議するため、教授会をおかなければならない」を尊重し、すべての教職員や学生の意見を大学運営に反映させられる大学の体制をつくりあげることである。

今回の学校教育法「改正」は、学生教育を無視し、教員の活力を削いだ大学運営を容認することにつながると共に、全国の大学を「真理の探究と社会の発展に寄与する」ものから大きく変質させることになる。

私たちは、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」について、徹底した審議を行い、廃案とするよう強く求めるものである。

以上